2-1. 古賀市内の保育施設について

古賀市には、次の①~⑥の施設があります。施設の種類によって、入所の申込先が異なります。

【①②③の場合】

子ども家庭センター 保育・手当係

※1号認定での利用については、入所申込先は各施設です。

申込先:

各施設

【456の場合】

申込方法については、各施設にお尋ねください。

	種類	施設数	対象年齢	特徴
1	認可保育所	1	0~5歳	仕事や病気などにより家庭で保育ができない保護者に代わって就学前までの子どもをお預かりする施設です。
2	認定こども園	11	0~5歳	「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(通称:認定こども園法)」に基づき、就学前までの子どもをお預かりする施設です。幼稚園と保育所の機能を併せ持っています。
3	小規模保育事業所	2	0~2歳	仕事や病気などにより家庭で保育ができない保護者に代わって0歳児から2歳児クラスまでの子どもをお預かりする施設です。
4	幼稚園	2	2歳頃 ~5歳	小学校以降の教育の基礎を作るための幼児期の教育を行うため、1日4時間前後お預かりする施設です。希望する方には、時間外の預かり保育を行っている施設もあります。
(5)	届出保育施設	2	0~5歳	保育を行うことを目的とし、児童福祉法に基づき、福岡県知事に届け出ることが義務付けられている施設です。
6	企業主導型保育施設	4	0~5歳	届出保育施設のうち仕事と子育てとの両立に資することを目的とする施設です。施設を設置した企業で働く方(その会社の従業員)だけでなく、地域の子どもも利用できます。

活用してください **保育コンシェルジュ**

保育施設などで勤務経験のあるコンシェルジュ (保育士資格所持) が、 経験を活かして保育施設入所等の相談に応じています。



保育施設の空き状況は?

どうやって申し込むの?

認定こども園って何?

などなど...

場所 子ども家庭センター

電話 092-942-1157

※保育コンシェルジュの業務の状況などにより、子ども家庭センター職員が代わりに対応させていただく場合があります。